

昨年10月に労災申請し、歯科技工の作業とアスベスト曝露に関する自己意見書と関連文献を労基署に提出した。

Aさんの作業内容は、①歯の詰め物、かぶせ物、ブリッジ等の金属製品の製作、②新規の入れ歯の製作、③石膏による歯の模型の製作、④口腔内で咬合調整された製品の再研磨による仕上げ、⑤入れ歯の修理⑥機械、器具のメンテナンス、⑦作業場の清掃などだった。

金属製品を鋳造するとき、石綿リボンを素手でちぎって、鋳造リングの内側に貼り付ける。鋳造後は、それを水中に落として、リング内の鋳造体を取り出す。それを作業場の狭い流し場の洗い桶でやるので、いつも乾いた石綿や石膏の白い粉が付着し、ときどきエアガンで引き飛ばして掃除していた。

模型上で鋳造用の原型をワックス（蠟）で作るときは、噛み合わせをチェックするために刷毛にシッカロール（タルク）も塗布していた。また、金属をエアガスバーナーで溶かし、蠟着（金属同士を蠟で溶かしてつける）するときには、石綿ブロックのうえで作業した。

作業場は、石膏の粉や粉じんが埃っぽく、床やテーブルはザラザラした状態だった。とくに研磨作業をしたあとは、削りカスやゴミをエアガンで吹き飛ばし製品の出来具合を確認するため、まわりの粉じんを巻き上げるようになった。

近年まで歯科技工士の仕事

にはアスベストリボンが必需品であり（現在は代替品ができている）、タルクや石綿ブロックも使用していたことから、Aさんがアスベストに曝露したことは明らかだった。

本年5月、Aさんは労災認定を受けることができ、現在は療養に専念されている。

欧米では、1960年代から歯科

技工士の中皮腫が報告されており、わが国でも、2002年の中皮腫研究会でも歯科技工士の中皮腫が2例報告されているが、実際に労災認定された事例は、まだまだ少ないのではないかと考えられる。

今後、歯科技工士のアスベスト疾患が懸念される。

（東京労働安全衛生センター）

肺がん死亡、5年後に労災に 神奈川●決定的だった労組の役割

2001年1月22日、Sさんは、肺腺がんが体全体に転移して亡くなった。当初、主治医は職業性疾患ではないかと考えて、Sさんに尋ねたのが、本人は、「石綿を取り扱ったのはわずかな期間」と答えたそうである。治療開始からわずか1年でSさんは薬石効なく、亡くなった。

それから約半年後、Sさんの職場の同僚だった高橋成男さんが中皮腫と診断され、同年11月1日、「同僚や後輩たちに俺と同じ苦しみを味あわせたくない」と言い残し亡くなった。組合は、高橋さんの遺志を引き継ぎ、「中皮腫は、川崎工場でのアスベスト曝露による労働災害」であるとして認定闘争を進めた。一方で、会社の安全配慮義務違反を問いつつ、健康診断の実施と健康被害に対する企業補償を求める闘いを進めてきた。

この闘いの過程で組合は、Sさんのご遺族に「Sさんの肺腺がんもアスベスト曝露が原因の可能性が高いので労災申請してはどうか」と進言してきたが、その時点では、ご遺族は、「まだ主人が亡くなったばかりで、気持ちの整理が出来ない毎日が続いています」ということだった。

2005年7月、組合は、会社と「じん肺等の早期発見とアスベストによる健康被害への補償」について労使協定を締結した。折りしもアスベストによる健康被害の広がりが社会問題として、連日マスコミに大きく取り上げられるその時期、Sさんのご遺族から、「これだけ世間を騒がせているアスベストの被害であれば、やはり主人の肺がんは仕事でアスベストを使っていたからではないか」との疑問と相談が寄せられた。

組合は、Sさんが川崎工場で

長年どういう状況で働いてきたのかをご遺族に理解してもらうとともに、遺族補償（労災申請）の時効が5年であることを説明した。2005年11月に、ご遺族は川崎北労働基準監督署に労災申請を行った。

アスベスト曝露による肺がんが労災認定されるには、いくつかの条件がある。石綿肺があること、または石綿曝露作業の従事期間が10年以上であり、かつ胸膜肥厚斑もしくは肺内に石綿小体あるいは石綿繊維が認められることなどである。これに照らし合わせると、Sさんの肺腺がんが労災と認められるには、いくつかの「壁」があった。主治医の意見は大変重要である。診断当初、主治医は、「左胸膜は胸膜癒着後にて胸膜肥厚斑を認め」、職業性疾患の疑いを持ったが、問診の結果及び生体検査で石綿小体等が認められなかったため、アスベスト関連疾患ではないと結論付けていたのである。

ご遺族による労災申請を前に、組合はご遺族と一緒に主治医に面会し、Sさんが働いていた川崎工場でのアスベスト使用状況や作業実態、さらには同僚が中皮腫で亡くなったことや、じん肺（石綿肺）で苦しんでいる人たちが大勢いることなどを、アスベストが使用されている設備の写真を見せながらつぶさに説明した。主治医は、組合の説明にうなずきながら、「職場でのアスベスト使用状況はよくわかった。同僚に何人もじん肺患者がいることから労災の可能性が高いと思う。S

さんの疾患とアスベストとの関連について組合の紹介する専門医に助言をいただきたい」と、ご遺族の立場を慮る率直な対応をしてくれた。

組合は、入院時のレントゲンやCT写真、主治医としての所見を「じん肺・アスベスト疾患専門医」である斎藤竜太医師に見てもらい、その所見を主治医に報告した。斎藤医師は、「左胸膜肥厚斑は癒着術によるものとは考えにくい。癒着術を行っていない右胸部にも胸膜肥厚斑が認められる。右胸部胸膜直下の網状の変化はアスベスト肺の初期所見と見られる」などの所見を主治医に連絡した。斎藤医師のこうした見解を受けて、主治医は労基署に意見を提出したものとされる。

川崎北労基署は、Sさんがどうい作業状態でアスベストに曝露したのか、日本板硝子川崎工場でのアスベストの使用状況の説明を組合に求めた。その際、担当者は、「日本板硝子のアスベスト被害は広がりをもっているようだ。高橋さんの事例も記録として残っているが、今後さらに労災申請がなされた場合、労基署の担当者も組合の担当者も代わっているかもしれないので、Sさんの案件にとらわれず、工場でのアスベスト使用状況や作業環境について、意見書を提出してもらいたい」と述べた。

組合は労基署の助言に従い、写真等の資料を添えて上申書を提出するとともに、Sさんがどうい作業環境の下で働いてきたの

かを「同僚の証言」として説明した。

良心的な二人の医師の連携により、胸膜肥厚斑と石綿肺の初期所見が明らかにされ、組合の資料によりアスベストの曝露状況が明らかになった。

実はSさん自身はいわゆる「アスベストを取り扱う粉じん作業（単独自重炉）」に直接従事していたのは8年程度だった。前記のとおり、アスベスト曝露による肺がんの認定基準では、「10年以上」となっており、この点が、医学的所見と並ぶもうひとつの「壁」だった。しかし、組合が提出した上申書及び同僚の証言、そして粘り強い労基署との「交渉」の中で、曝露期間の問題も労基署の理解を得ることができた。

じん肺法施行規則第24条の粉じん職場の規定に、「石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業」というのがある。ここでの「場所」とは、「粉じん発生源から発散する粉じん曝露する範囲で行なわれる作業」であり、まさにSさんや自分たちが働いていた川崎工場はそういう「場所」だったと、組合は主張した。担当者は、「川崎工場の設備レイアウト」に着目し、「石綿製品を多量に取り扱っている生産設備や天井の吹き付けアスベストは間仕切りされていなかったのか。そうであれば、じん肺法施行規則で言う「場所」の概念にあてはまる」との考え方を示したのである。突き詰めて言えば、「川崎工場は工場全体が

石綿の粉じんが常時さらされていた」と労基署が推認したことによって、曝露期間の問題をクリアしたということになる。

「アスベスト協定」を締結しても、なお会社は「粉じん作業」を限定的にとらえ、その対象者の範囲を狭めようとしている中で、今回の認定が今後に与える影響は決して小さくない。川崎工場での作業全般が、「粉じん発生源から発散する粉じん」に曝露する範囲で行なわれる作業であったことを労働基準監督署が推認し、Sさんのアスベスト曝露の期間は10年以上と認めたのである。

時効直前の遺族補償請求から約4か月。アスベストによる健康被害が社会的に大きく取りざ

たされている時期とはいえ、わずかな期間で給付決定がなされたことは、驚きだった。

60歳の若さで亡くなったSさん、そのご遺族の無念の気持ち、2人の良心的な医師の連携、中皮腫で亡くなった高橋さんをはじめアスベスト曝露による多数の犠牲者を生みながら、粘り強い取り組みを続けてきた共闘労組の闘いが、Sさんの労災認定につながったと思う。この取り組みで得た貴重ないくつかの教訓を共有化し、アスベスト被害の掘り起こしの今後の活動に役立



ていくことが必要だ。
(日本板硝子共闘労組川崎支部ニュースより編集部責任で一部改変)

Nさん宅に向き、全造船日本鋼管分会および神奈川労災職業病センター立ち会いの元に焼香し、代表者による謝罪と、石綿による健康被害状況をインターネットで公表することや上積み補償請求手続きの説明を行った。

NさんもKさんも日立造船には10年程しか在籍していないが、勤務年数に関係なく、上積みを支給したことについては一定の評価ができる。

このような闘いの結果、退職後の労災上積み補償制度が造船大手で広がってきたが、タイムラグと各社の考え方の違いから格差が出てきている。さらに、下請け労働者については、労災認定はともかく、企業責任を全く認めようとするしない。

また問題は、労災時効になった人に対する対応だ。労災保険では時効でも、アスベスト新法によって仕事が原因と判断された場合の企業責任はどうなるかという点である。

川崎重工は、時効の場合でも制度を適用する可能性があるとした。日立造船は、全造船日本鋼管分会との交渉の中で左記の手紙を時効の遺族に出しており、注目すべき点である。

全造船労組は今後、各地のセンターと連携して、下請け労働者を含む造船産業の被災者について企業責任を追及するなど「隙間のない救済」を実現するため、意見交換と課題検討の場を計画中である。



(神奈川労災職業病センター)

造船大手が労災上積み補償

全国●決定的だった労組の役割

造船産業で働く労働者の石綿被害が顕著になってきた。全造船機械労働組合によるアスベスト・ホットラインなどを通じ、元従業員から相談が各地のセンターに寄せられている。

造船大手でも同様であるが、企業補償をめぐる、ここ数年の取り組みの中で変化が出てきた。アスベストによる労災・中皮腫・肺がん・じん肺等の労災認定が相次ぐ中、住友から始まった企業責任追及裁判等を経て、企業内労災上積み補償制度が作られてきた。

この上積み制度は、1997年の住友が最初だが、その後の三菱や石川島播磨、今年に入ってJFE(旧日本鋼管)そして日立造船、川崎重工へと広がってきた。

日立造船については、生存中に全造船日本鋼管分会に加入したNさん、遺族となったKさんの労災上積みについては、神奈川県労働委員会に係争中だったが、2月15日、会社が謝罪し、2,100万円を支払うことで解決した。日立造船は、3月3日に大阪のKさん宅へ、同月18日には川崎の